

(業務名称) 2022年度海外向け技術協力機材の航空輸送業務にかかる業務委託契約(単価契約)

(公告/公示日: 2022年 4月 25日/公告番号: 22a00172) について、質問及びその質問に対する回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部長(契約担当)

通番	該当頁	該当項目	質問	回答
1	P18	1.業務内容(3)-7)	受注者は引き渡しを受けた機材を輸送するまで安全に保管する。とありますが、その際の物量は、"業務仕様書の5.機材の物量(2)1件あたりのイメージ"に記載の物量を想定していればよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。
2	別添	積算様式(FOB手数料)	個別案件明細のFOB価格の項目について、例えば集荷量は"円/m ³ "となっていますが、"円/kg"に単位を変更して提出することは可能でしょうか?	総合評価落札方式では価格点を加味して選定を行いますので、公平性の観点から集荷量"円/m ³ "での積算をお願い致します。
3	別添	積算様式(FOB手数料)	"動植物検疫申請手数料"や"原産地証明書申請に掛かる費用"の項目については、実際の申請費用を記載するのではなく、申請に掛かる費用は実費ということで見積もりには含めず、受注者の手数料のみ(=受注者の取り分)を記載すればよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。なお、申請に係る実費部分については定額631,000円で計上することとなっておりますので、念のため申し添えます。
4	別添	積算様式(運賃)	運賃単価は積算様式(運賃)の表にあるすべての向け地(101仕向け地)の運賃表すべてを埋めて提出する必要がありますでしょうか?もしくは現時点で提出できる向け地のみでもよろしいでしょうか?(運賃記載のない向け地は発生時都度確認とさせていただきますことは可能でしょうか?)	総合評価落札方式では価格点を加味していますので、価格点での競争を行いますので、全ての仕向け地(101カ国)での運賃積算をお願い致します。
5	別添	積算様式(運賃)	全エリア・全対象レーンに配慮せねばならぬか?(特定のエリア・国などの部分的なレーンのみ配慮も可?)	同上です(総合評価落札方式では価格点を加味していますので、価格点での競争を行いますので、全ての仕向け地(101カ国)での運賃積算をお願い致します。)
6	別添	積算様式(運賃)	航空運賃に於いて航空会社よりチャージされる燃油特別付加料金(Fuel Surcharge)は別オファーで良いか? ※応札後、世界的に原油高となった場合Fuel surcharge値上は認めて頂けるか?	燃油特別付加料金等については、入札説明書P26別添2_個別案件明細書のとおり実費精算対象としております。一方で応札時には想定し得なかった事案により航空運賃等当初単価25%以上の高騰等発生した場合には、契約を短縮することが出来ます。
7	P13	第2業務仕様書 3.機材の種類	特別な危険物も有と記載があったが具体的にどのような危険物か?(UN NO含めて) ※以下は入札説明書(P13)からの抜粋↓ 3. 機材の種類 1) 機材の用途 供与機材、事業用物品(調査用機材、携行機材等)、事務用物品(在外事務所用機材等)等 2) 貨物の種類 分析・測定機器、工作機器、電気機器、光学機械、精密機械、情報機器、通信機器、実験器具、医療機器、農業機械、書籍、ソフトウェア、部品、工具、消耗品、化学品、試薬、楽器、スポーツ用品等	主に分析・測定機器等の試薬において、危険品の輸送が発生します。(例:リチウム電池、アセトン物質 UN1090等)
8	P16	1.業務内容10.(3)	倉庫保管料30日無料は必須条件か?また危険物貨物も同様の条件か?	倉庫保管料30日無料は必須条件となります。危険物の保管についても同様となります。
9	P18	1.業務内容(5)-3)	入札説明書(P18)免税手続を行う国は具体的に決まっているか?	基本的には全ての輸送対象国において免税手続を行うものと理解してください。
10	P39	第5契約書案	入札説明書(P39)の損害定義に関してダメージ、ミッシングは輸送保険でカバー頂けるのか?やむを得ない事情に伴うFLT遅延に関しても損害定義に入るか?	受注者が輸送時に当機構と特約保険契約を締結している海上輸送保険を付保します。ダメージ、ミッシングは輸送時に輸送保険でカバーしています。一方でFLT遅延に関しては、損害定義の対象外となっております。
11	P18	1.業務内容(5)-8)	貿易管理令該非判断はJICA様側で問題ないか?仮に該当案件がある場合はJICA様より該当通知を弊社へ連絡頂き、それに付随してライセンス資料の提供・関連する手続はJICA様側(荷主様)にて御用意頂く理解で良いか?	ご理解のとおりです。該当品の輸出許可については、当機構が経済産業省から輸出許可を取付けて、受注者に同許可書を手交することとしています。
12	別添	積算様式(FOB手数料)	査証申請で、外部委託は大使館・公証役場へ申請代行のみであり、申請書作成は含まない理解で良いか?	手数料の単価設定については、その単価の構成については、応札者の判断によります。申請書作成に係る経費が必要であれば、単価に含んでいたで結構です。
13	別添	積算様式(FOB手数料)	添付2枚目FOB単価表について、一部想定できない作業内容については、実費として、具体的な作業が判明次第個別見積りの提出で良いか?	総合評価落札方式では価格点を加味していますので、FOB単価表全ての項目での積算が必要となります。
14	別添	積算様式(FOB手数料)	動植物検疫申請手数料書の項目がある即ち生き物・食品・植物の輸送もあるとの理解。想定される種類や具体的な内容は?	現時点で想定される動植物検疫対象品目はありませんが、当機構は広範囲な分野での技術協力事業を展開していますので、動植物検疫申請手数料についても設定しています。
15	別添	積算様式(FOB手数料)	上記に関し、ワシントン条約にも該当しないとの理解でよいか?	ワシントン条約等規制されている品目の輸出はありません。